

|                                                                                                                                                                              |                                                                                                                    |                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 86 号                                                                                                                                                                       | 関 西 圏 大 学 非 常 勤 講 師 組 合                                                                                            | 2026 年 10 月 11 日 発 行                                                                                                           |
| URL: <a href="http://www.hijokin.org">http://www.hijokin.org</a><br>email: <a href="mailto:sodan@hijokin.org">sodan@hijokin.org</a><br>郵便振替 00950-2-203528<br>[関西圏大学非常勤講師組合] | <div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <h1 style="margin: 0;">非常勤の声</h1> </div> | 委員長: 新屋敷 健<br>email: <a href="mailto:take0shin@gmail.com">take0shin@gmail.com</a><br>〒542-0012 大阪市中央区谷町<br>7-1-39-102 関西私大教連気付 |

- |                             |                       |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1. 西南学院大学減コマ事件に全面的勝利 p. 1-2 | 2. 鳥取大学減コマ事件全面解決 p. 2 |
| 3. 甲南賃上げ明言 p. 2~3           | 4. 大阪産大ゼロ回答 p. 3      |
| 5. 関学フレックスアワーズで団交 p. 4      | 6. 労働条件アンケート回答 p. 4   |

## 西南学院大学の減コマ事件で全面的勝利

8月19日に福岡県労働委員会で組合と西南学院大学とのあっせんがおこなわれ、組合側の全面的な勝利で和解の「合意書」が交わされ、7年間に及ぶ紛争がようやく解決しました。

本事件の発端は、A 組合員を含め 3 名のベテラン講師が2020年度から突然、通年1コマ担当を専任教員から一方的に通告されたことです。この減コマは、当時、専任教員が企画した韓国語教科書の作成に非協力的だと見なされた 3 名に対して、専任による報復措置であったことは明らかです。組合は同年10月に減コマ理由を開示するように団体交渉を行いました。大学側は専任による報復措置を否定し、減コマになった個別の理由があると回答し、後日、A さんへの減コマ理由として次の事項が提示されました。①2018年度の授業で LINE などを使った過度な課題を課したことでの学生の負担。②2019年度には行き過ぎた教員の指導で履修をあきらめた学生が存在。③韓国語教科書の改訂作業に従事した講師へのコマ配分を考慮して、という3点でした。A さんはこれにより2020年度から4年間にわたって通年で1コマのみしか割り当てられませんでした。

事件の核心は、大学側も認めたようにコマ

配分の権限のない専任教員が、議決機関たる言語教育センターなどに減コマ措置を諮らずに独断で同措置を行った点です。大学当局ですら減コマの上記理由を認識したのは減コマ措置が実施され、組合が訴えた後でした。にもかかわらず、大学当局は、事実の発覚後も2018年度と2019年度のいずれも担当教員および受講生たちへの聞き取り調査など、客観的な事実確認を怠り、剽窃や課題不提出などの学生側の問題点、および「履修をあきらめた学生」の不存在などを看過したまま、専任による減コマ措置をそのまま追認しました。こうした専任教員を含めた大学側による重大な落ち度が団体交渉など7年間に及ぶ地道な組合活動で明らかになり、今回の福岡県労働委員会でのあっせん合意に至る直接の要因でした。大学は、結局、減コマ理由すべてを全面撤回し、解決金を支払うことになりました。

さらに、大学は今回の合意書で A さんの「名誉を傷つけた」ことに遺憾の意を表明しました。これは、合理性がなく虚偽の理由による減コマ措置で7年間もの長期にわたって A さんの教育者としての名誉および人格までも不当に毀損してきたことを大学側が認めた

ものです。ただし、2020年11月に減コマに関する当局との話し合いの場で専任教員は、退職強要、人を貶める事実無根の数々のパワハラ言動をAさんに対して2時間半にもわたって執拗に行った上に、Aさんが問題教員だと

の虚偽のうわさを他大学の教員たちにも言い広めました。こうした加害の当事者たる専任からは謝罪もなく、依然として大学からの処分もないままです。(文責：江尻)

## 鳥取大学減コマ事件全面解決

組合員のBさんは鳥取大学で非常勤講師として、鳥取地区で2コマ、米子地区で1コマの週2日計3コマを現在担当しています。ところが5月に専任と副学部長に呼び出され、鳥取地区2コマを来年度はゼロにすると言われました。理由は「年をとっている。」「遠方(松江)から来ている。」というもので、このような不当な理由で減コマされることは到底納得できなかったBさんは組合に相談しました。鳥取大学では多くの非常勤が東京・関西など遠方から出講しており、Bさんは無期転換済みで、定年でもありません。

更に面談の際にBさんは大声でどなられて脅され、専任教員が全く何の根拠もなくBさんの授業を誹謗し、Bさんが何度証拠を示すよ

うに言っても最後まで証拠を示さなかったことや、副学長が「これから証拠が出てきたらどうするのですか。」とあたかもこれから証拠をねつ造するのではないかというおそれを抱かせる発言をするなど侮辱やパワハラを受けたため、鳥取大学ハラスメント相談窓口に訴えました。

組合はBさんの件について、理不尽な理由による減コマの撤回を求める回答要求書を送付しました。7月7日に大学から回答があり、減コマ撤回と不利益取扱いをしないことや専任教員たちのハラスメント行為に対する謝罪が表明され、全面解決しました。このようなトラブルの際はすぐに組合にご相談を。

(文責：新屋敷)

## 甲南賃上げ明言！

8月7日に甲南大学との定期団交が行われました。今回は給与の件のみ組上に載せました。そのため早い時期に団交を設けました。24年に4つの給与ランクの下2つ（12年以上26,800円、12年未満26,000円）が統一、ランク数は減少していました。前回(今年3月18日)団交で確認されたのは、4月より29,600円に一本化するとのことでした。この単価は以前のランクでは経験年数23年以上に相当しますが、なんと32年間変更なしです。長年に渡りアップがなかったのは、当時この単価が他大学と比較すると、高めだったからです。しかし時が経つにつれ、他大学の給与は少しずつ

でも上昇しましたが、甲南はそのままになっていました。アップも当然要求しましたが、ランク廃止に注力したので、アップはなしでした。今回は、僅かでもアップを勝ち取ろうと臨みました。その結果ですが、現在、近隣大学の給与水準の状況を参考にし、検討中である、11月頃にその結果を知らせるとのことです。一般選抜入試志願者数は、入試日程変更などの理由で、25年度に前年比37%も増え、今年も同水準を維持できているようです。学費に関しては、16年に改定し、また来年度も各学部75,000円増の改定を予定していますが、これは「教育の質を維持・向上」させていくためだ

そうです。これらの事実から給与アップの原資がないわけではなく、教育の質を保つためにはやはり定期的に給与水準を見直し、アッ

プをするのが法人側の責務ではないでしょうか。(文責：須摩)

## 大阪産大、C・D ランク一本化に応じず！

9月10日、大阪産大と定期団体交渉を行いました。要求項目は多岐にわたりますが、3項目に限って報告します。

まず、昼休憩を現在の40分から60分に延長するよう求めましたが、学生数名の聴き取りで、夕方からのバイトに遅れることを懸念する声もあったとして、これを拒否しました。学部生6900名弱の中で数名では客観性のある調査とは言えません。新学長が授業の質向上を謳う一方で、大学がバイトの方を優先するという発言も問題です。

次に賃金体系の見直しについてです。財政難を理由に人件費の支出を渋る大学に対して、まずは最低ランクであるDランクをCランクと一緒にすることから始めてはどうかという提案に対して、慎重姿勢を見せました。これにかかる人件費はわずか230万円ほどです。こ

うように人件費はケチる一方で、様々な大学内施設の建築については当初予算から数億円程度の増額があっさりと認められています。全授業の約40%を担当する非常勤講師の生活をどう思っているのでしょうか。

最後に会議手当の計算基準についてです。

現在非常勤講師の会議・懇談会手当が5000円支給されていますが、これを大学は一日の日当として支払っていることが明らかになりました。つまり、1日に1つの会議に出席しても、2つの会議に出席しても同日に行われた場合は5000円にしかならないということです。長時間働いた方が1時間あたりの単価は下がるということで、非常に問題がある仕組みとなっています。(文責：浦木)

## 近大賃上げ明言せず！

9月7日、近大との定期団交が行われました。冒頭で、まず日程調整の返答の遅さ、次にハラスメント関係は争点から外したにも拘わらず、弁護士が同席することに抗議しました。後者が理由で担当が急遽変更になりました。

①給与。今年4月から200円上がり、現在1コマ29,600円。この上昇分で700万円程の出費になったそうですが、大学規模を考慮すると見劣りするのは否めません。検討中なので、12月中旬頃に再度連絡とのこと。②任用上限年齢引き上げ。近隣大学は70歳が多い中、4年前に65歳から66歳に引き上げられ、更に引き上げを検討するとしていましたが、検討自体が滞っている状態。我々にはボーナス

や退職金もないので、早急に引き上げを要求。

③説明会・懇談会出席への手当。ZOOM会議でも手当を支給する大学もあり、説明会は時間的拘束を受けるので手当を要求。しかし給与に含まれているという理由でゼロ回答。④学部ごとに異なる自然災害への対応。6月28日、台風接近時への対応が学部によって異なり、告知も遅いこともあり、休講なのか通常授業を実施するのかで皆混乱しました。これは7月15日に改定。⑤バス運賃支給。現在片道2キロ以上が交通費支給対象について、近年の夏の猛暑により基準緩和を求めましたが、これは「社会通念上一般的な基準」とのことで却下されました。(文責：須摩)

# 関学とフレックスアワーズで団交

9月17日に関西学院と定期交渉を行いました。今年度から実施されたフレックスアワーズ導入で、非常勤講師の間でさまざまな混乱が生じている点が大きな争点になりました。改革の中心にある林副学長（常任理事）が対応し、2年間議論を重ねたが、非常勤講師には次年度の担当科目を依頼する11月にしか説明できなかったが、内容について詳細な文書を作成し、事務方としても応答する体制を整えていた。改革は学部ごとの特性に応じて柔軟に対応できるのが特色で、細部まで統一するつもりはない。第1回目のスタートアップウィークも、一回生前期以外には動画作成は強要していない。成績評価も15回内で実施しても、16回目に試験をおこなってもかまわないとの

返答でした。参加者に出講している組合員が一人しかいなかったためそれ以上の追及はできず、次年度に向けてより丁寧に対応するよう要求するにとどまりました。

賃上げについては、現時点で明言できないが、組合からの要求を受け取ったし、社会情勢の推移は勘案しているとの返答でした。また追試験監督は、日程的に出講を強要できないと確認し、情報開示・ガバナンスの徹底なども要求しました。

なお労働条件アンケートは確認が遅れたが、1か月を目途に、要求書への回答とともに送付することになりました。また詳細は出講している組合員に周知し、必要な情報は全体に開示します。（文責：大村）

## 各大学からの労働条件アンケート回答

7月末時点で、17大学（私立12、国公立5）から回答がありました。

毎年、非常勤講師の人数および担当コマ数を聞いていますが、近年、どの大学においても増減が激しくなっているようです。専任教員一人当たりの給与と非常勤講師一人当たりの賃金（担当コマ数によって異なります）の差も歴然としています。ほとんどの大学は無期転換を認めています、無期転換を申し込む人が驚くほど少ないことも例年と同じです。また、組合は、無期転換資格を得るために、「半期しか講義を担当しない場合でも通年契約とせよ」と主張していますが、立命・龍谷以外の大学はこれを認めず、無期転換の資格はない

と回答してきています。諸手当（定期試験、多人数、会議への出席）については大学によってかなり異なります。採用上限年齢は65歳から70歳までと幅がありますが、近年、70歳とする大学が増えてきています。授業評価アンケートの結果を雇止めの理由にはしないとする大学がほとんどですが、なかには「参考にする」という大学もありました（近大・摂南大・武庫川女子大・神戸女子大）。なお、団交の成果である賃金アップやその他の労働条件の改善については、これまでも随時掲載してきていますので、そちらをご覧ください。

また、アンケート回答一覧は組合員にのみ送付しています。（文責：長澤）

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話：06-4303-5400（関西私大教連気付、大村） 木・金 午後 メール：[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)

